

「障害の範囲と選択と決定～障害の範囲」部会作業チーム報告書の概要

1 法の対象規定について

ア 論点

「社会モデル」の視点をふまえた、制度の谷間を生まない障害者の定義は？

イ 結論

「障害者とは、身体的または精神的な機能障害（慢性疾患に伴う機能障害を含む）を有する者と、これらの者に対する環境に起因する障壁との間の相互作用により、日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。」

ウ 説明

「身体的または精神的な機能障害」

「慢性疾患に伴う機能障害を含む」

「これらの者に対する環境に起因する障壁との間の相互作用により」

「日常生活または社会生活に制限」

エ 要検討事項

例示列举の要請について（法律では包括的規定とし、申請用紙に障害名を列举して理解促進を図るなど）

「長期的な・・・機能障害」とすべきかについて

「環境」、「障壁」、「相互作用」の内容について

「継続的に・・・制限」、「相当な制限」とすることについて

2 手続き規定について

ア 論点

障害手帳を持たない障害者を排除しない手続き規定は？

イ 結論

支援を必要とする者が（支援の必要性）、その必要に応じた相当な支援（支援の相当性）を受けられるような制度が求められる

A 支援の必要性をしめす指標

A1 「機能障害」を示す客観的指標（支援の必要性を示す客観的側面。障害者手帳、医師の診断書・意見書、その他の専門職の意見など）

A2 本人の支援申請行為（支援の必要性を示す主観的側面）

A3 環境による障壁との相互作用により、日常生活または社会生活に制限を受けている事実の認定

B 支援の相当性の確保

支援の必要性に応じた相当な支援計画の策定のための方法

